

## 広島市スポーツ振興審議会オブザーバーとしての協力要請について

### 1 趣旨

広島市スポーツ振興審議会運営要領第3条の規定に基づき、広島市スポーツ振興審議会（部会を含む。）の会議において、学校教育現場の意見を聴くことができるよう、学校教育関係者（小学校、中学校、高等学校の校長）にオブザーバーとしての参加協力を求める。

### 2 オブザーバー

氏 名	所 属 等
新出 博文（しんで ひろふみ）	広島市立山本小学校長 （広島市小学校教育研究会体育部会長）
中野 正巳（なかの まさみ）	広島市立祇園中学校長 （広島市中学校体育連盟会長）
富中 宗義（とみなか むねよし）	広島市立広島商業高等学校長 （広島県高等学校体育連盟副会長）

（敬称略）

## 広島市スポーツ振興審議会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、広島市スポーツ振興審議会条例（昭和51年広島市条例第42号）第8条の規定に基づき、広島市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部会)

第2条 審議会に、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (資料の提出等の要求)

第3条 審議会は、必要があるときは、委員及び専門委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

### 附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。